

京都大学	博士 (法 学)	氏名	李 冰逆
論文題目	明清時代の「雇工人」について——判例に基づいての考察——		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、中国の明および清の法律上に現れる「雇工人」なる法身分をめぐり、その法規定の変遷が持つ歴史的意味と、同概念がその時点その時点で包摂する社会的内実とを、歴代裁判例の分析を通じて明らかにしたものである。</p> <p>第1章では、明清律、明・万曆十六年新題例、清・雍正五年条例、乾隆七年条例、乾隆二十四年条例、乾隆三十二年条例、乾隆五十三年条例という雇工人規定の歴史的変遷を示す成文法規定を網羅的に翻訳・紹介したあと、それらをめぐって日本と中国の先行研究がどのような議論を繰り広げてきたかの概要を紹介し、テキスト理解をめぐる問題について最小限の整理を行った上で、本稿の課題を特定する。ついで雇工人律の適用対象者には大きく分けて、社会現実上は家内奴隷に近く実際にも「僕」と称されていた(しかし国法上の理念的制約により法律上は正式の「奴婢」として論ずることができない)無期限の服役労働者と、期限を付けて雇われた雇用労働者層の一部分との二種類があったことを確認し、以後の編別を予告する。</p> <p>第2章では、まず明代における「僕」と雇工人身分との関係を論ずる。国家法上の奴婢は限定された来源を持ち且つ功臣の家のみが保有を許されるものであった。しかし現実には庶民や縉紳の家にも「僕」と呼ばれる人間がおり、彼らに対しては形式的には雇工人律が適用された。本章では、その点を確認した上で、豊富な判例を用いて、こうした「僕」の主人に対する隷属的地位が実際には子孫に引き継がれていたこと、また主人の家から離れた後も主人との間で身分関係を論じられたこと(つまり彼らも社会現実の上では法律上の奴婢に似た扱いを受ける世襲身分であったこと、そして裁判上もその点は前提視されていたこと)を示す。</p> <p>第3章では、明代の雇傭人と雇工人身分の関係を論ずる。明律は雇工人概念を中国史上初めて導入し雇い主との間の身分差を規定したが、日雇いから年季奉公までに至る雇傭類型の何処からを雇工人律の規制対象とするか(何処までを身分差を論じない「凡人」関係と見るか)については当初何も明言しなかった。本章ではまず明初の判例を分析し、刑部は月傭い程度の「短工」も雇工人に含めるのに対し、地方の裁判官は年雇い以上の「長工」のみを雇工人とする傾向があり、実務上の法的判断に不統一があったことを指摘する。その混乱を受け万曆十六年新題例は雇工人の判別基準として契約書を立てることと年限を議定することという二つの着眼点を規定したが、判例を見るとその後も、その基準の一方しか満たさない者の扱いについてはなお判断の揺れがあったことを示す。</p> <p>第4章では、清代における「僕」の法的身分の変化を、「財買の僕」と「義</p>			

子としての僕」とに分けて論ずる。清朝の支配者たる満州族にとっては家僕の存在は普通のことであり、彼らと主人との身分差を厳しく律するのは当然のことであった。そうした視点からすると、庶民の家の奴婢保有の禁止という建て前に囚われて、現にいる「僕」までもを雇工人扱いする明代の法制は、却って主僕関係の全体を曖昧にするものに写る。そこで清代前半にはこのギャップを埋める法改革が進められ、民間に居る大部分の「財買の僕」を（雇工人ではなく）正面から奴婢として扱う仕方が定着する。また明代では功臣の家以外は奴婢を保有できないという禁令を逃れるために、義子（つまり養子）の収養の名目で「僕」を売買保有することが良く行われ、その実務は清初にも引き継がれた。しかし「財買の僕」をめぐる上記の改革が定着すれば、わざわざ義子の名目で「僕」を保有する必要性も大幅に減少する。その結果として清代中期以降は「義子としての僕」は激減し、義子名目の僕の処遇を論ずる法規定も廃止され、判例上に見える義子が本当の養子である割合が高くなる。

第5章では、清代における雇傭人と雇工人身分との関係を論ずる。明・万曆十六年新題例では雇工人と凡人との区別について立契の有無と雇傭期間の議定の有無の二つの着眼点を示したが、その一方のみの場合にどうするかといった点についてなお曖昧さを残していた。清朝はこの問題を解決すべく乾隆二十四年、乾隆三十二年、乾隆五十三年と三回の条例改正を行った。本章では、乾隆二十四年条例制定以前の状態から始めて各時期の判例動向を紹介し、それぞれの段階が孕む問題を解決すべく次の条例改正が行われる様を描き出す。

結論では、上記の歴史的展開を整理した上で、特に雇工人と凡人の区切り方をめぐり、形式的基準を工夫する従前の諸法規とは発想を逆転し、着眼点を社会生活上の「主僕の分」の有無に集約した乾隆五十三年条例が雇工人律の歴史の中で持つ画期的な意義を論ずる。

(論文審査の結果の要旨)

律の長い歴史の中で明律になって初めて現れる「雇工人」という名前の法身分と、その適用対象範囲をめぐるその後の規定改定の歴史は、一時期、前近代中国における雇用労働者の身分上昇の歴史的現れとして、日本および中国の歴史学界・法制史学界の熱い関心を集めたが、1980年代に高橋芳郎氏により、この規定の変遷史は歴史実態の変化というよりはむしろ雇工人という人為的な身分範疇の包摂範囲の明確化をめぐる法技術的な改訂過程として理解し尽くせるという断案が示されて後、その研究自体が殆ど途絶えてしまった。しかし高橋氏の研究によりすべての論点が解決され切った訳ではない。またその後、中国法制史研究は判例研究面で長足の進歩を遂げ、当時は存在すら知られなかった明代の判例集も幾つか発掘され、また清代についても多数の判例集が研究に供されるようになった。本論文は、こうした新しい史料状況を踏まえて「雇工人」律の歴史、特にその裁判上の扱いの有り様を三十年ぶりに全面的に検討し直した実証的な研究である。その学問的意義としては以下の三点を挙げることができる。

第一の意義は、裁判における雇工人律の具体的適用の実態が判例レベルで解明されたことそれ自体である。本研究によって明代については利用可能な判例集の中の雇工人関連の事案のほぼすべてが、また膨大な判例がある清代についても主要な事案が学問的な検討を経た。これにより我々は安んじて雇工人の裁判上の扱いを論ずることができるようになった。

第二に、こうした判例研究を通じて小さいが新しい発見も幾つもあった。明・万曆十六年新題例制定以前の雇工人認定をめぐり中央と地方とで判断に差違があったこと、また清初（順治律段階）においては万曆十六年新題例が継承されていなかったこと等はその代表例である。

第三に、制定法の理解面においても、丁寧な展開整理を通じて、形式的な基準の整理と再整理に終始するそれ以前の法規定と発想を変え、雇工人の判定基準を社会生活上における「主僕の分」の存否に一本化した乾隆五十三年条例が持つ画期的な意義がより明確にされた。

勿論、この研究にも欠点が無い訳ではない。議論を雇工人律の適用範囲の問題に狭く限ってしまった為に、身分法を論ずる以上不可欠な筈の「何故ここで差別をするのか」といった原理的な問い掛けが正面から問われることが少なく、また雇工人律の歴史と直接には絡まないが史料上に同じく「僕」として現れる社会層（例えば徽州の佃僕）との関係も未解明のままに止まった。しかしそれらは著者自身が既に次なる検討対象として視野に入れているものであり、その欠如は本研究の価値を損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいも

のと認められる。

なお、平成25年2月1日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。